

「蔦屋重三郎ゆかりの地 台東区」ロゴマーク・キャッチコピー・
マスコットキャラクター及びPR イラスト使用要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「蔦屋重三郎ゆかりの地 台東区」をPRするロゴマーク・キャッチコピー・マスコットキャラクター及びPR イラスト（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 ロゴマーク等の使用は、蔦屋重三郎ゆかりの地である台東区（以下「区」という。）の魅力を全国に発信するとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

(ロゴマーク等)

第3条 この要綱において、ロゴマーク等とは、別図で示すデザインのことをいう。

(使用基準)

第4条 ロゴマーク等は、次の各号に掲げる事業等に使用できるものとする。

- (1) 区の魅力発信及び地域活性化に寄与する事業等
- (2) その他東京都台東区長（以下「区長」という。）が認めるもの

(使用承認)

第5条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 区が主催又は共催する事業等で使用する時。
- (2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する時。
- (3) この要綱の施行前に行ったロゴマーク等の使用申請について、台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会が使用の承認を行った時。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める時。

(使用承認申請)

第6条 申請者は、ロゴマーク等使用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の活動内容又は事業等の詳細が分かるもの
- (2) ロゴマーク等の使用方法が分かるもの
- (3) その他区長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、申請書に記載すべき事項及び前項各号に規定する書類

に関する事項を区長に送信することによって、申請書の提出に代えることができる。

- 3 第1項の場合において、この要綱の施行前に行ったロゴマーク等の使用申請について、次条各号に該当する場合を除き、台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会が使用の承認を行ったものについては、申請書の提出を省略することができる。

(使用承認決定)

第7条 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 区の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (2) ロゴマーク等を使用しようとするものが法令又は公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められる場合
- (3) 政治的な要素を有していると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営むものが使用する場合
- (6) ロゴマーク等を使用しようとするもの（使用者が法人である場合にあっては当該法人の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものである場合
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体が使用する場合
- (8) ロゴマーク等を使用したグッズの販売等その他商用を目的とした使用をする場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不適當であると区長が認める場合

2 区長は、前項の規定により使用の可否を決定し、承認することが適当と認めた場合はロゴマーク等使用（変更等）承認通知書（第2号様式）により、承認することが適当でないとして認めた場合はロゴマーク等使用（変更等）不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 区長は、使用の承認（以下「使用承認」という。）に際し、必要な条件（以下「承認条件」という。）を付することができる。

4 第2項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用承認を受けた目的及び用途にのみロゴマーク等を使用し、承認条件に従わなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(権 利)

第9条 ロゴマーク等に関する著作権等の一切の権利は、区に属する。

(遵守事項)

第10条 使用者は、ロゴマーク等の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 区長が別に定める「蔦屋重三郎ゆかりの地 台東区」ロゴマーク等使用マニュアルの規定に従うこと。
- (2) ロゴマーク等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等又は著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (4) ロゴマーク等の使用等に関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) その他各種法令を遵守すること。

(承認内容の変更等)

第11条 使用者は、承認された内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめロゴマーク等使用変更等申請書（第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、変更又は中止の可否を決定し、承認することが適当と認めた場合はロゴマーク等使用（変更等）承認通知書（第2号様式）により、承認することが適当でないとした場合はロゴマーク等使用（変更等）不承認通知書（第3号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 前項に規定する承認を受けた者は、当該申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第12条 区長は、使用者又は前条第2項に規定する承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
 - (3) その他区長が不適当と認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により承認を取り消したときは、ロゴマーク等使用承認取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、

当該ロゴマーク等を使用してはならない。

- 4 区長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(完成品の確認)

- 第13条 使用者は、第7条第2項の規定によりロゴマーク等の使用の承認を受けた成果物の完成品写真又は状況が分かる資料を、速やかに区長に提出しなければならない。

(報告義務)

- 第14条 区長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。
- 2 使用者は、前項の求めがあった場合、速やかに応じなければならない。

(情報の公開)

- 第15条 区長は、ロゴマーク等の適正な管理並びに多くの使用を図る観点及び効果の可視化等のため、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

(損失補償等の責任)

- 第16条 区は、ロゴマーク等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする
- 2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、区は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。
- 3 使用者がロゴマーク等の使用に際して、故意又は過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区に賠償しなければならない。
- 4 使用者がロゴマーク等の使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに区長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。この場合において、区は、損害賠償、損失補償その他法律上一切の責任を負わない。

(補 則)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いに関する必要な事項は、区長が別に定める。



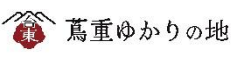
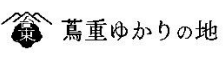




付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別図

「葛屋重三郎ゆかりの地台東区」 ロゴマーク等デザイン一覧

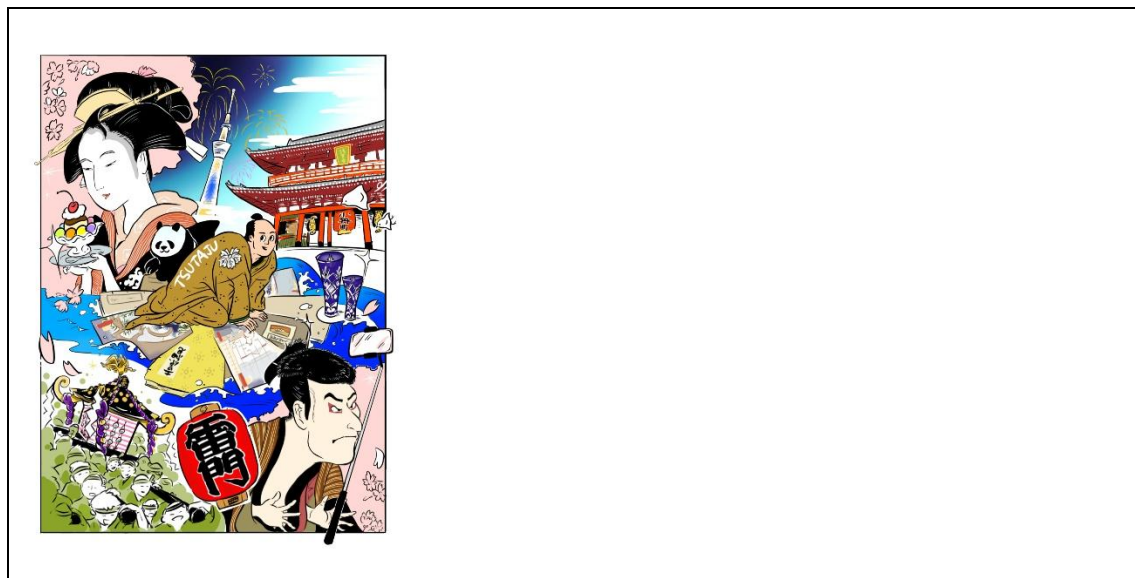
ロゴマーク

	フルカラー	ワントーン (モノクロ表現)	ワントーン (ネガ表現)
デザイン			
			
色彩規定	 C : 46 R : 144 M : 100 G : 29 Y : 100 B : 34 K : 18 (#901D22)	 C : 0 R : 0 M : 0 G : 0 Y : 0 B : 0 K : 100 (#000000)	 C : 0 R : 255 M : 0 G : 255 Y : 0 B : 255 K : 0 (#FFFFFF)
	 C : 00 R : 28 M : 20 G : 28 Y : 00 B : 28 K : 92 (#1C1C1C)		

キャッチコピー

葛重の 夢が息づく 粋なまち

PR イラスト



マスコットキャラクター

